

京都ビジネス交流フェア出展等規約

1. 出展等資格

出展又はガイドブック掲載の掲載を申込むときは次の各号に掲げるすべての条件を満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法に基づく中小企業であること。
- (2) 京都府内に生産拠点または開発拠点を有すること。
- (3) 製造業または生産性向上分野に関わる情報サービス業（ソフトウェア業等）であること。
- (4) B to B マッチングを求める企業であること。
- (5) 府税の滞納が無いこと。
- (6) 反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力と一切の関わりが無いこと
- (7) 主催者が作成する要領や出展者マニュアル、その他主催者の指示を遵守できる企業であること。

2. 出展及びガイドブック掲載の申込

- (1) 出展又はガイドブック掲載の申込みは、定められた期限までに京都ビジネス交流フェアホームページの WEB 出展申込フォームにて実施してください。
- (2) 事務局が前号の申込みを受け取ったときは、申込完了の旨を連絡することとします。なお、この場合の連絡については承認とは異なりますのでご注意ください。
- (3) 出展小間数は1社につき6小間を上限とします。

3. 出展及びガイドブック申込の承認

出展又はガイドブック掲載の申込みの受領後、事務局は、出展申込み及びガイドブック掲載申込みの記載内容が本フェアの趣旨に合致するか否かを判断します。承認した場合はその旨を E-mail により連絡することとします。なお、趣旨に適しないと判断した場合、出展及び掲載をお断りすることがありますのでご了承ください。

また、これにより生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

4. 出展小間料金及びガイドブック掲載料の請求と支払

事務局は出展又はガイドブック掲載の申込み承認後、申込者に別に定める出展小間料金又は掲載料を請求します。申込者は定められた期限までに指定の口座に振り込むこととします。なお、振込手数料は申込者が負担するものとします。

5. 出展及び掲載申込の解約（キャンセル）

出展及びガイドブック掲載申込者が、申込後小間の取消し・小間数変更又は掲載をキャンセルする場合、申込者は書面にて事務局に通知の上、下記のとおり解約（キャンセル）料を支払うものとします。

解約（キャンセル）日	解約（キャンセル）料
募集締め切り日以前	なし
募集締め切り日の翌日以降	出展料又は掲載料の100%

6. 小間位置等の決定

- (1) 小間位置は出展内容、出展規模などを勘案して事務局が決定します。
- (2) 事務局は入場者整理等の都合上、又は展示効果向上のために小間図面を変更し、小間を再配置することがあります。
- (3) ガイドブックの掲載箇所についてもその内容等を勘案して事務局が決定することとします。

7. 小間の転貸等の禁止

出展申込者は、自社の小間を事務局の承諾なしに転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

8. 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展申込者は、出展物等の会場への搬入について後日事務局が通知する時間内に行うこととし、小間内の出展物設置は、原則として会期前日の17時まで完了するものとします。
- (2) 会期中、出展物等を搬入、移動、搬出する場合、出展申込者は必ず事務局の承認を得た後に作業を行ってください。
- (3) 小間内の出展物及び装飾物等は、後日事務局が通知する時間内に撤去してください。
その時まで撤去されないものは、出展申込者の費用負担で事務局により撤去する場合があります。

9. 展示場の使用

- (1) 出展申込者は、本フェアの開催趣旨に合致し、申込書の出展分野・展示内容欄に明示された内容以外の展示はできません。
- (2) 実演又は他の宣伝・営業活動は、すべて自社展示小間内で行なってください。
- (3) 他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨げとなる方法で自社の小間を造作できません。事務局が展示運営上、小間の変更が必要であると判断した場合は、当該小間の変更をお願いすることがあります。
なお、それに要した費用については出展者の負担とします。

- (4) 隣接する小間へ影響を及ぼす臭気、音響、発光を伴うものの展示及び演奏や集客のためのパフォーマンスなどについては固くお断りします。
- (5) 商談促進のためにブース内で使用する AV 機器や展示物から生じる音、その他ブースから発生する音量は、ブース前面2メートルで計測し、75デシベル未満としてください。
- (6) 事務局は、本フェアの運営に支障をきたす展示物を制限し、また、展示会の目的と合致しない展示物を禁止又は撤去することができるものとします。
- (7) 上記の制限又は撤去の場合、事務局は当該出展申込者に対し、展示費用や小間料の補償等の責任を負わないものとします。
- (8) 各出展申込者は2日間の本フェア開催時間内に展示物等の撤去を行なうことはできません。必ず終了時間まで展示を行なってください。

10. 出展物の管理と免責

事務局は、出展物の管理・保全について、警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について、その責任を負わないものとします。

11. 損害賠償

- (1) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は展示会の建造物若しくは人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとします。
- (2) 出展された製品等について第三者と紛争が起きた場合は、主催者はその責任を一切負いません。

12. 展示会の中止

天災・人災などの災害や感染症等の不可抗力により本フェア開催が困難と判断された場合、事務局は開催の延期・中止を決定します。中止の場合、既に納入済みの出展料金は全部または一部（必要経費を差し引いた残額）を返還します。それ以外に生じた費用・損害などについて事務局は責任を負わないものとします。

13. 個人情報の取扱い

出展者が展示などを通して取得した個人情報について、情報の主体又は主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合は、両者で協議して当該紛争解決にあたることとし、主催者はその際一切の責任を負わないものとします。

14. 出展者説明会

出展申込者は、事務局が案内する出展者説明会（動画配信予定）を必ず視聴し、本フェアの趣旨や取組内容について理解した上で出展するものとします。

15. アンケート等への協力

出展者は、展示会各日終了時刻までに、主催者が実施する商談結果等に関するアンケート及び後日実施するフォローアップ調査に協力するものとします。

16. 規約の遵守

- (1) 出展者及び出展関係者は、事務局が定める規約（募集要領、出展者マニュアル等）を遵守することに同意するものとします。
- (2) 万が一規約に違反した場合は、出展を拒否することがあります。
この際に生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

17. 委任

本規約に定めのないことについては、募集要領及び出展者マニュアルに定めることとします。